基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年十一月七日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年十一月十五日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年十月二十一日

東京都渋谷区渋谷二丁目一二番一九号

株式会社エムアップ

代表取締役　美藤宏一郎

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年十一月七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年十一月中旬から下旬に開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年十月二十一日

岐阜県関市千疋二〇〇二番地

株式会社イマオコーポレーション

代表取締役　今尾　任城

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である薬師寺秀樹が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十三年十月二十一日

千葉県市川市相之川一―一九―三

GenScript USA Inc.

日本における代表者　薬師寺秀樹

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である加藤雅和が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年十月二十一日

東京都千代田区三番町八番一

オート・オークション・ネットワーク・リミテッド

日本における代表者　加藤　雅和

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である伊藤健志が退任することに対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年十月二十一日

神奈川県藤沢市辻堂東海岸一丁目一二番二〇号

株式会社ウルブキットスルバン

日本における代表者　伊藤　健志

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である佐藤智宏及び大畑親一が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年十月二十一日

熊本県宇城市松橋町古保山字蜂窪二七二九番地一

パイオニア・オーバーシーズ・コーポレイション

日本における代表者　大畑　親一

限定承認公告

本籍東京都昭島市中神町二丁目八九七番地一、最後の住所東京都昭島市昭和町五丁目八番三―一〇一号　被相続人　亡　野村　正治

右被相続人は平成二十三年六月二十五日死亡しその相続人は平成二十三年十月十二日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月二十一日

東京都立川市上砂町五丁目九番一五号プリムローズ砂川四〇四号

相続財産管理人　野村　健司

東京都千代田区有楽町一丁目一〇番一号有楽町ビル七階七〇四区東京有楽町法律事務所

右代理人弁護士　吉木　徹

限定承認公告

国籍大韓民国、最後の住所愛知県春日井市八田町六丁目二二番地八カーサ・日新八田三〇二号

被相続人　亡　金山川一こと　金　正默

右被相続人は平成二十一年二月三日死亡し、その相続人は平成二十三年十月六日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月二十一日

愛知県春日井市八田町六丁目二二番地八カーサ・日新八田三〇二号

相続財産管理人　金山照美こと

金　照美

限定承認公告

本籍滋賀県彦根市宮田町一二八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　平川　昌福

右被相続人は平成二十三年八月十七日死亡し、その相続人は平成二十三年十月十二日大津家庭裁判所彦根支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月二十一日

滋賀県彦根市長曽根南町三七八番地二一

相続財産管理人　平川　信人

限定承認公告

本籍兵庫県豊岡市城南町三一番地、最後の住所神戸市灘区篠原南町六丁目九番八号

被相続人　亡　白木美知子

右被相続人は平成二十三年四月六日死亡し、その相続人は平成二十三年十月十二日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月二十一日

神戸市灘区篠原南町六丁目九番八号

相続財産管理人　白木　一夫

金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十三年十一月二十一日をもって第一種及び第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第一種及び第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十三年十月二十一日

東京都千代田区麹町二丁目二番地二二　半蔵門デュープレックスビズ六階

オルタナティブ本舗証券株式会社

代表取締役　吉田　貴史

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十三年九月二十八日開催の臨時総会において、出資一口の金額を十万円から一万円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成二十三年十月二十一日

東京都港区芝三丁目四三番五号

あおば企業経営協同組合

代表理事　磯野美佐子

正誤

ページ	段	行	誤	正
四二三		一七（終りから）	法令の規制等	規制等
（印刷誤り）				
三八三	二	五～四三		
〃	四	一～三九	行頭を一字下げる。	
同日（同号外）			環境省告示第六十六号（天売島特別保護地区を指定した件）	
（原稿誤り）				
六〇一		七（終りから）	特別獣保護	特別保護
平成二十三年九月九日（号外第百九十八号）官庁報告欄国家試験の部（司法書士法第三条第二項第二号の規定に基づく認定を受けた者の公告）				
（原稿誤り）				
一四一		二〇（終りから）	高橋健太郎	高橋健太郎

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月二十一日付第二二七号

一六〇ページ●同日付政府調達第一九八号九六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）